

唐津市発注の災害復旧工事における等級別発注の特例措置

令和7年3月17日改正

唐津市が発注する災害復旧工事の早期かつ確実な施工を図るため、入札不調の対策として、入札の方式及び発注等級区分について、次のとおり特例措置を取り入れるもの。

特例措置の内容

(1) 入札の方式

指名競争入札

(2) 発注等級区分

施工能力等級（A級～C級）間において、複数等級による混合入札ができるものとする。

(3) 等級の選定の方法

設計価格に応じた等級区分（以下「基本等級」という。）の有資格業者に加えて、直近下位等級区分の有資格業者を選定することができるものとする。ただし、当該措置については、A級～C級間における混合入札とし、級外及び特A級は特例措置の対象外とする。

基本等級	特例措置
A級	A級と直近下位等級B級での競争入札を実施
B級	B級と直近下位等級C級での競争入札を実施

(4) 対象工事（アかつイの要件に該当するもの）

ア 災害復旧工事のうち、工種が土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事とする。

イ 下位等級区分を選定できる工事は、複数の工区で構成された設計で、工区ごとの設計価格が下位等級区分に対応している工事、又は工事担当課長が適当と認める技術的難易度が比較的低い工事とする。

(5) 対象範囲

市内に本店がある業者を対象とした入札

(6) 共同企業体による工事

共同企業体による工事は、特例措置の対象とせず、唐津市建設工事共同企業体取扱要綱による。

附 則

(令和6年12月11日通知)

この特例措置は、令和7年1月1日以後、令和7年3月31日までに指名を行う競争入札に適用する。ただし、適用期間を延長できるものとする。

(令和7年3月17日通知)

この特例措置は、令和7年1月1日以後、令和7年6月30日までに指名を行う競争入札に適用する。ただし、適用期間を延長できるものとする。